

研究プロジェクト名：日本における戦後「平和」思想の変遷と今日的課題

研究代表者：森島豊・総合文化政策学部

戦後平和思想に潜む伝統思想 Ⅰ

天皇勅書と平和国家

Traditional Thought Lurk in Peace thought of Japan After the

World War 2 Part1

: Imperial Rescript and Peaceful State

森島豊

はじめに

「平和」という用語は戦後の日本人のアイデンティティとなっている。政治的または宗教的な立場の相違に関わりなく日本人は「平和」を主張する。立場が真逆であるにも関わらず、共通の用語「平和」を語ることで、日本人は混乱し、誤解していることもある。問題は、その用語が意味することを日本人が明確に認識できないことである。本論では多義的意味を持つ「平和」の伝統思想を継承する側面に思想史的に注目する。

戦後日本の戦争と平和について考察した論説を編纂して「平和国家のアイデンティティ」の形成過程を示そうとした酒井哲哉は、「戦後思想には、戦前期の思想と対決した側面のみならず、戦中期の思想をそれとは見えない形で継承している側面がある」¹と指摘している。戦中期の思想とは太平洋戦争の意義を主張した「近代の超克」や理想主義と現実主義という対立構造の再演である。前者については哲学者高山岩男を代表とする論説から「終戦直後の平和論が、戦中期の思想界を^(しょうけつ)猖獗した近代の超克論の再演として登場する逆説」²を読み取り、後者については国際法学者横田喜三郎と田岡良一の論争から「戦間期の理想主義と現実主義は、いささかねじれた形で講和論争期の議論に継承された」³とみた。戦後日本の平和思想に「戦中期の思想をそれとは見えない形で継承している側面がある」という指摘に筆者も同意する。多くの場合、それは絶対平和主義の非戦論（理想主義）に対して平和のため

¹ 酒井哲哉「理想主義と現実主義の交錯——戦争・平和・アジアをめぐる」『平和国家のアイデンティティ』リーディングス 戦後日本の思想水脈1（岩波書店、二〇一六年）三〇六頁。

² 酒井哲哉「理想主義と現実主義の交錯」三一頁。

³ 酒井哲哉「理想主義と現実主義の交錯」三一六頁。

の戦争（現実主義）という「理想主義と現実主義」の対決の中で認識される。けれども、戦中に平和思想を包摂した国体思想や伝統思想が戦後の「平和国家」日本に継承されている側面は見落とされてきた。

本論文では、思想史的関心から平和思想に潜む伝統思想に注目し、「平和」という言葉の意味がすり替わっている可能性について検証する。日本において「平和」は外来思想の影響による運動として展開され、キリスト教信仰に由来するものであったが、そのアイデンティティは失われ、様々な文化的要素を混在して日本化している。キリスト教会においても無自覚に聖書の信仰から日本精神にすり替わった言葉を用いている可能性がある。その現実には日本で聖書の言葉が福音として響かない大きな一要因にもなり得ているだろう。本論では戦後日本のアイデンティティとなっている「平和」に潜む伝統思想に注目し、その今日的影響について考察する。

第一章 戦後日本の平和思想史

日本人が「平和国家」を国民的アイデンティティと認識し始めるのは一九五四年第五福竜丸の事件からである。一九五四年三月第二次世界大戦後最初の核実験（水爆実験）が行われたマーシャル群島（ビキニ環礁）で米軍禁止区域外にいたマグロ漁船第五福竜丸に「死の灰」が降りかかってきた。この二年前（一九五二年）日本人は広島・長崎の原爆被害の事実を『アサヒグラフ』に掲載された写真で初めて知り衝撃を受けたばかりであった⁴。というのも広島・長崎の原爆体験は米国の日本占領期の言論統制によって触れることが許されていなかったからである。原爆の悲劇を認識した二年後に起きた第五福竜丸事件は、多くの市民団体に「水爆実験反対の声明」という自発的行動を起こさせ⁵、「原水爆禁止署名運動全国協議会」の結成（一九五四年八月）や原水爆禁止世界大会の開催に至る（一九五五年八月）等、「平和運動は、国際運動に広まる国民運動だ」という結論にならざるをえない（傍点筆者）⁶という認識を起こさせた。平和主義の国民運動への展開は「終戦十周年」を節目として特

⁴ 日本人の持つ被爆者の写真は GHQ に提出もしくは焼却を命じられたが、宮武甫（当時朝日新聞大阪本社写真部員）と松本栄一（当時朝日新聞東京本社写真部員）が保存していた。『アサヒグラフ』での掲載の経緯には当時編集長の劇作家飯沢匡が証言を残しているが、その決め手となったのが終戦詔書の「頻ニ無辜ヲ殺傷シ」という言葉であったことは興味深い。飯沢匡『権力と笑のはざ間で』（青土社、一九八七年）四七三―四七四頁参照。

⁵ 『世界』一九五四年六月号には以下の七団体が声明を発表している。買出人水爆対策市場大會、浅草漁商連合會、主婦連合會、地域團體婦人連合會、生活協同組合婦人部、日本私鐵労働組合聰連合會、自由人権協會。『世界』一〇二号、昭和二九年六月号（岩波書店、一九五四年）五七―六三頁参照。

⁶ 久野収『平和の論理と戦争の論理』（岩波書店、一九七二年）一一五頁。

集を組んだメディアの影響も大きく作用した⁷。

平和運動の国民的展開と「平和国家」という日本の自己同一性は、一九六〇年の岸内閣の強行採決による安保条約改定への抗議運動（六〇年安保闘争）やベトナム戦争反対の運動（ベ平連）によって強められた。安保改定の強行採決は民主的なあり方に反していたので、民主主義の危機として国民意識を目覚めさせ、坂本義和が指摘するように「安保と民主政治という二つの問題が重なり合い、それによって安保反対運動と呼ばれてきたものは『国民的』運動に転化した」のである⁸。安保闘争は日本の再軍備と憲法九条の問題に連結するので、「平和憲法を守れ」というスローガンと共に広がった⁹。したがって、平和運動は民主主義と憲法を守る国民的運動として展開した。第五福竜丸事件や安保闘争が戦争に巻き込まれる不安と危機から国民意識を高めたのに対し、ベトナム反戦運動は加害者意識として広まった。ベ平連の指導者の一人である小田実は、あの運動が「加害者性を意識し、それを思考と行動の原理にすえた運動だった」¹⁰と述懐している。この運動により、平和運動は平和を「守る」ことから「つくる」ことへと意識を変革し、国外の問題にまで国民の関心を広げた。

一方、平和運動に政治的色彩が強くなるにつれ、「平和」という言葉と意味のズレが認識されてきた。政治学者の石田雄は「平和」の多義性に気づき、「『平和』というひびきのよいことばはいろいろな使われ方をするとということをおかさないで大変危いのである」¹¹と指摘した。彼は、平和の主張に戦争の正当化を目的とするものと絶対非戦の立場をとるものという平和の両犠牲があることに注目し、時代の中で平和の意味が重点を移す原因を探った。そこで、「『平和』ということばが、それぞれの時代にどのような意味で用いられ、どのような方向にその意味が変わっていったかを具体的に明らかにしたい」¹²と述べて、明治以降からの「平和」の意味の歴史を探る考察をした。特に重要な指摘は、日本における「平和」思想が外来思想であり、「主としてキリスト教に由来するもの」¹³であることを発見したこ

⁷ 佐藤卓己『増補 八月十五日の神話——終戦記念日のメディア学』（ちくま学芸文庫、二〇一四年）一二四—一二七頁参照。

⁸ 坂本義和「革新ナショナリズム試論——新たな国民像を求めて（一九六〇年）」酒井哲哉編『平和国家のアイデンティティ』リーディングス 戦後日本の思想水脈1（岩波書店、二〇一六年）一一二頁。

⁹ 石田雄『日本の政治と言葉 下——「平和」と「国家」』（東京大学出版会、二〇〇〇年[初版一九八九年]）一一—一一六頁参照。

¹⁰ 小田実「憲法のよみがえりを求めて——「安保闘争」「憲法再生闘争」の倫理と論理——」『『世界』憲法論文選』井上ひさし、樋口陽一編（岩波書店、二〇〇六年）四二三頁。

¹¹ 石田雄『日本の政治と言葉 下——「平和」と「国家」』五頁。

¹² 石田雄『日本の政治と言葉 下』一〇頁。

¹³ 石田雄『日本の政治と言葉 下』一七頁。石田が注目したのは一八九二（明治二五）年三月から発行された雑誌『平和』（平和社）である。キリスト者であった北村透谷が書いた「発行之辞」に「平和の文字甚だ新たなり、基督教以外に対してはさらに斬新なり」と

とである。それは同時に日本において摩擦を生じさせる要因となることを意味した。「キリスト教的平和主義を日本に導入したとき、それは単に耳新しかっただけでなく、伝統思想との対決を不可避とした」¹⁴。石田がここで指摘している「対決」は、聖書の信仰に基づく平和思想が日本の「伝統思想における社会的な調和」¹⁵と相容れないという平和主義者の立場を指しており、日本の国体との緊張関係から受ける攻撃を意味していなかった。石田は推測として『『外来的』理想として排除する反動が常に起こってくるのも、おそらくこのような起源〔キリスト教に由来〕と関連していると思える」（傍点原著）¹⁶と述べるが、のちの平和主義者が排撃される理由をキリスト教思想と断定できなかった。むしろ「平和主義については伝統思想とキリスト教の対決が現実の状況の中で鮮明になっていたわけでもない」¹⁷と述べて、平和思想に内村鑑三の不敬事件のようなキリスト教と国体という単純な対決構造を見出せなかった。その理由は「雑誌『平和』がキリスト教的平和主義を中心としながらも、さまざまな伝統的要素を混在させていた」¹⁸からである。編集主幹である北村透谷の論説にも「伝統的諸要素とキリスト教の共通する面を強調している」¹⁹部分があると指摘するように、様々な文化要素を包摂できる「平和」は日本の伝統思想に適用したと見た。つまり、キリスト教信仰は神的存在である天皇の国家体制と衝突するが、キリスト教と伝統思想が融合した「平和」は警戒されなかったと理解したのである。

しかし、当時の日本では「平和」だけでなく「平等」や「人権」という外来思想も伝統的な日本精神と融合していた²⁰。それらの思想は君主に勝る価値や理念に基づいていたため、神権政治を進める明治政府にとって天皇を相対化するそれらの存在が脅威であり、弾圧の対象として警戒された。そこで弾圧を避ける彼らと、近代化を装う政府との駆け引きの中で、伝統思想と融合した欧米化が生成したのである。実に、キリスト教信仰でさえも伝統思想と融合して、政府に迎合した。重要なことは、多くの日本人が違和感を感じることなく、

あることや、雑誌を発行した「平和会」の成立経緯が普仏戦争の悲惨な状況に対してキリスト教的立場から平和主義を主張した英国平和協会書記「ウイリアム・ジョンス」の演説の影響によっていたことから、「『平和』ということばが耳新しいものとして入ってきたのは、キリスト教を通じてであり、普仏戦争というヨーロッパの体験から生まれた平和主義の影響によるものであった」と判断している。小田切秀雄編『明治文学全集』二九卷『北村透谷集』（筑摩書房、一九七六年）一七〇頁。石田雄『日本の政治と言葉 下』一七頁参照。

¹⁴ 石田雄『日本の政治と言葉 下』一八頁。

¹⁵ 石田雄『日本の政治と言葉 下』一九頁。

¹⁶ 石田雄『日本の政治と言葉 下』一八頁。

¹⁷ 石田雄『日本の政治と言葉 下』二〇頁。

¹⁸ 石田雄『日本の政治と言葉 下』二一頁。

¹⁹ 石田雄『日本の政治と言葉 下』二〇頁。

²⁰ 拙著『抵抗権と人権の思想史——欧米型と天皇型の攻防』（教文館、二〇二〇年）第二部参照。

その現実を積極的に受け入れたことである。「平和」という思想も同様の経緯で伝統思想と自らを融合させていったと考えられる。これは本論の主題である「平和思想に潜む伝統思想」を考察するにあたり重要な点である。

石田の考察は平和におけるキリスト教思想と伝統思想の衝突を予感しながら、その事実を見出すことができず、焦点は絶対平和主義（非戦論）と「平和のための戦争」という両義性に集中していき、平和におけるキリスト教思想と伝統思想の両義性という問題意識は後退する。戦前の平和に「和の精神」という日本の伝統に根差す国体思想があったことを指摘するが²¹、戦後の考察にその問題は見受けられず、この点において戦前と戦後が断絶されている。理由として考えられるのが、「一九三〇年代後半から敗戦に至る過程では、どうしてこんな馬鹿ばかしいことが言われたのかと思われるほど非論理的な言辞ばかりが総合雑誌に現れるようになる」²²と言うように、石田が執筆した一九八九年に平和における伝統思想の影響はおおよそ想像できないほど論壇に表れなかったからであろう。当時問題となっていたのは憲法九条と安全保障をめぐる非武装と武装の対立であり、戦前と戦後に共通する平和の両義性は「絶対平和主義」と「平和のための戦争」の対立であった。

「敗戦後再出発した日本の歩みを、明治から一九四五年八月一五日に至る過程の繰り返しにしないために」²³石田が目にしたのはD・A・マーチンの平和主義の理念である。マーチンはウェーバーやトレルチが定義したセクト型でなければ平和主義が維持できないという²⁴。なぜならば、組織化した団体は必ず政治に巻き込まれるため、政府の平和のための戦争を正当化することから自由になれないからである。この理論を手引きにして石田は戦後の国民的な平和運動が「体制に取り込まれる危険性をはらんでいた」²⁵と指摘し、政治家を巻き込むことで権力機構と溶け込んでいることに警鐘を鳴らした。マーチンの言うセクト型の運動によって維持される平和主義は権力機構との距離が必要となる。「国家との緊張関係を保った個人が平和のための行動主体となる」²⁶ことを求めた石田の主張は、平和運動における国家権力の相対化に有効な示唆を与える。しかし、戦前と戦後を断絶することによって、戦後日本の「平和」という言葉に含まれる伝統思想を見抜くことはできなかった。

第二章 「平和国家」日本の唱導者

戦後平和主義についての新たな指摘は歴史学者の和田春樹によってなされた。和田は日本のアイデンティティとなっている「平和国家」の最初の唱導者が昭和天皇であったという

²¹ 石田雄『日本の政治と言葉 下』六九頁。

²² 石田雄『日本の政治と言葉 下』二九二頁。

²³ 石田雄『日本の政治と言葉 下』二九二頁。

²⁴ 石田雄『日本の政治と言葉 下』八一九頁。

²⁵ 石田雄『日本の政治と言葉 下』一〇六頁。

²⁶ 石田雄『日本の政治と言葉 下』一一九頁。

事実を発見した²⁷。和田の言葉を引用する。

私はすぐに「平和国家」という標語は一九四五年九月四日、敗戦後最初の帝国議会開会にさいして天皇が発した勅語において打ち出されたものであることを発見した。私は、米軍機の空襲によって、街を焼かれ、家を焼かれ、家族を失って、反戦・反軍の意識を抱いた国民は、天皇の提示した「平和国家」という目標を支持したと理解した。そして、『少年倶楽部』敗戦記念号の佐藤一英論文は、「平和国家」の内容は非武装国家でなければならないとする知識人の主張の代表的なものとして国民の意識を形成するのに意味を持ったものだとして立論した。ここに戦後日本の平和主義の原点があったのであり、マッカーサーの原則と憲法九条はこの原点に照応して、それに明確な形を与えたものだと言える。²⁸

和田の考察はこの言葉に凝縮されている。彼の問題意識は「平和国家」の原点とそれが本来意味したことを示すことにある。なぜならば、現在その内実が崩壊していると認識するからである。和田によれば、戦後の「平和国家」日本の方針は昭和天皇によって内外に打ち出され、知識人がそれを広めることによって国民意識が形作られ、それに照応したマッカーサーが憲法九条に至る内容を与えた。その具体的内容は「国民の空襲体験からくる反軍・親天皇的な反戦意識」²⁹に支えられた「非武装非戦の国家」³⁰であった。ところが、朝鮮戦争により再軍備と自衛隊組織が作られ「非武装」でなくなった。それでも「日本は憲法のもと、非戦国家であり続けたいと望み」³¹、平和国家の内実が「非戦国家」へと変容した。しかし安倍晋三政権の二〇一四年から二〇一五年にかけて安保法制法案成立の動きは、非戦を内実とする戦後平和国家の終焉のはじまりを意味した。にもかかわらず、安倍首相は集団的自衛権の行使容認を「平和国家の継続」と説明した³²。和田の問題意識は「みなぎ大事にし、安倍首相も語っている『平和国家』という戦後日本の国家目標について、あらためて吟味し直し、明確な認識を確立する」³³ことにあった。その目的は戦後の天皇と国民が作り出した

²⁷ この勅語の起草過程については本論で後述するが、二〇一六年までは不明であった。ところが二〇一六年十一月にNHKディレクターの梅原勇樹が国立公文書館で起草案資料を発見し、二〇一七年一月四日に朝日新聞に掲載された。「敗戦翌月の昭和天皇勅語文案、修正重ね「平和国家」に」（編集委員豊秀一）『朝日新聞』二〇一七年一月四日、一頁。塩田純『9条誕生——平和国家はこうして生まれた』（岩波書店、二〇一八年）八——一頁参照。和田守「「平和国家」勅語のこと」『図書』二〇一七年九月号一六—二〇頁参照。

²⁸ 和田春樹『「平和国家」の誕生』（岩波書店、二〇一五年）x頁。和田が「平和国家」という標語が昭和天皇に由来する事実を最初に発表したのは、二〇〇二年の『思想』一二号に寄稿した論文「戦後日本平和主義の原点」である。

²⁹ 和田春樹『「平和国家」の誕生』九〇頁。

³⁰ 和田春樹『「平和国家」の誕生』九一頁。

³¹ 和田春樹『「平和国家」の誕生』二一六頁。

³² 和田春樹『「平和国家」の誕生』二二四—二二五頁参照。

³³ 和田春樹『「平和国家」の誕生』v頁。

「平和国家」の真の意味（非武装非戦の国家）を取り戻すことにある。

「平和国家」を終わらせる、「平和国家」を転換させる、進行中の大きな企てに立ち向かうためには、あらためて、戦後日本の平和主義、天皇と国民と知識人がつくりだした「平和国家」論の真のかたちを確認することが必要である。³⁴

戦後「平和国家」のはじまりが天皇に由来することを発見した和田の研究は、その後、憲法制定史の第一人者古関彰一、朝日新聞の上丸洋一、NHKの塩田純に受け入れられ、戦後「非武装非戦の国家」という日本再建の原点が天皇と国民によっていたことを積極的に評価された³⁵。けれども、今日見落とされている事実を光を当てた和田の歴史研究は、彼の思惑を超えて、「平和国家」日本のアイデンティティに新たな、そして深刻な認識を加えることになる。戦後「平和」思想が天皇に由来するという事実は、思想史的に戦前の平和思想の継承または展開という側面を持つことになるからである。具体的な考察は後述するが、天皇勅語を起草した人々の思想的淵源に遡るとき、「平和国家」は日本の伝統思想に基づくことになる。この視点に気づいたとき、戦後の平和主義に「戦中期の思想をそれとは見えない形で継承している側面」³⁶がより鮮明になるだろう。

この問題提起は、戦前を否定して戦後の平和運動を担ってきた人々にとって実存的に受け入れ難いものだろう。実際に、これまで平和運動を担ってきた「歴史家は概して左派的であり、天皇に批判的であったから、『平和国家』の標語が天皇によって提起されたことを認めたくなかったのかもしれない」³⁷と指摘されるように、戦後の平和主義に伝統思想の影響など考えられなかった。その姿勢がこの側面を見えなくしていたのも事実であろう。けれども、現実には日本において真逆の立場が同じ「平和」を語り、話の噛み合わない両者が併存し、非平和と思える勢力が国家の方針を決定している。事実、集団的自衛権の行使容認を「平和国家の継続」と主張した安倍晋三は論理的矛盾を感じていない³⁸。それは天皇に由来する「平和国家」が思想史的に戦前と戦後を結びつける論理を持っており、「平和（自衛）のための戦争」と「絶対平和主義の非戦」という両者を包摂する思想であったということの意味する。

これまでは、敗戦体験者の苦い経験から天皇制に対する拒否反応により一側面しか主張されてこなかったが、和田の発見は「平和国家」に含まれた「戦中期の思想をそれとは見えない形で継承している」³⁹伝統思想の側面に気づかせ、平和運動の「親天皇的」⁴⁰展開を予見させる扉を開いたことになる。問題は、天皇に由来する「平和」の思想的淵源がどこにあ

³⁴ 和田春樹『「平和国家」の誕生』二二六頁。

³⁵ 古関彰一『平和憲法の深層』（ちくま書房、二〇一五年）。塩田純『9条誕生』。上丸洋一『新聞と憲法9条——「自衛」という難題』（朝日新聞出版、二〇一六年）。

³⁶ 酒井哲哉「理想主義と現実主義の交錯」三〇六頁。

³⁷ 和田春樹『「平和国家」の誕生』四三頁。

³⁸ 和田春樹も安倍晋三の主張が徳富蘇峰の平和国家の論理に通じていると指摘している。和田春樹『「平和国家」の誕生』二二五—二二六頁参照。

³⁹ 酒井哲哉「理想主義と現実主義の交錯」三〇六頁。

⁴⁰ 和田春樹『「平和国家」の誕生』九〇頁。

るのか、その内容は何を意味していたのか、その今日的影響と課題を認識することである。そのためにも、天皇勅語にある「平和国家」の思想的淵源をたずねて見よう。

第三章 「平和国家」の思想的淵源

降伏文書に調印した二日後の九月四日、昭和天皇は帝国議会開院式勅語において以下のように語った。

朕ハ終戦ニ伴フ幾多ノ艱苦ヲ克服シ国体ノ精華ヲ發揮シテ信義ヲ世界ニ布キ平和国家ヲ確立シテ人類ノ文化ニ寄与セムコトヲ冀^{こいねが}ヒ日夜^{しんねんお}軫念措カス此ノ大業ヲ成就セムト欲セハ冷静沈着^{あつ}隱忍自重外ハ盟約ヲ守リ和親ヲ敦クシ内ハカヲ各般ノ建設ニ傾ケ拳国一心^{じきょうや}自彊息マス以テ国本ヲ培養セサルヘカラス（傍点筆者）⁴¹

「平和国家ヲ確立シテ」という文言を入れた天皇の敗戦後第一声は、国内外に対して日本再建の方針が「平和国家」であることを明らかにした。この方針はジャーナリズムと教育機関を通して全国に浸透した。新聞各社は「平和国家確立」を大々的に報じ⁴²、教育機関においても、皇太子明仁を含めて、全国の子どもたちが一九四六年元旦の書き初めに「平和国家建設」と繰り返し書いた⁴³。ジョン・ダワーも皇太子明仁の書き初めに「敗戦後の日本で最も人気のあった言葉は、間違いなく『平和国家建設』である」⁴⁴と付している。けれども、和田が指摘しているように、ごく一部の知識人を除いて、日本人は「平和国家の確立」が天皇からの呼びかけであることに反応しなかった。「天皇の『平和国家の確立』という標語の提示が全ての新聞で大々的に紹介されたにもかかわらず、国内の一般の政治家も、知識人も、国民もこの時点では全く反応を示さなかった」⁴⁵。「天皇の標語『平和国家の確立』に内容を与え、それを広めていったのは知識人の声」⁴⁶であったが、天皇に由来するという事実は、「わが国の歴史家たちの後年の研究、書物や論文に一切取り上げられることがなく、国民的

⁴¹ 『第八十八回帝国議会開院式勅語案』国立公文書館、類 02885100。[国立公文書館デジタルアーカイブ]

⁴² 和田が確認したところでは、『読売報』『大阪毎日新聞』『朝日新聞』『毎日新聞』『ニューヨーク・タイムズ』各紙が大々的に報道している。和田春樹『「平和国家」の誕生』三七―三九頁参照。

⁴³ 皇太子明仁の書き初めを紹介したのはジョン・ダワーである。彼は米国立公文書館で当時十二歳の皇太子明仁が書いた習字の写真を発見し、『敗北を抱きしめて 上―第二次大戦後の日本人』（原著一九九九年、岩波書店、二〇一七年、二一一頁）の挿絵に入れた。一九四六年の書き初めの標語には他にも「太平の春」「平和日本」「平和建設」「世界平和」「民主日本」があった。和田はこれらの方針が「文部省の指導方針の産物であったのではないかと推測している。和田春樹『「平和国家」の誕生』八八頁。和田守「「平和国家」勅語のこと」一八―一九頁参照。

⁴⁴ 『敗北を抱きしめて 上』二一一頁。

⁴⁵ 和田春樹『「平和国家」の誕生』三九頁。

⁴⁶ 和田春樹『「平和国家」の誕生』五二頁。

な記憶から完全に消されてしまった」⁴⁷。

「平和国家」の由来に注目した和田は、それを終戦詔書の「堪へ難キヲ堪へ忍ヒ難キヲ忍ヒ以テ萬世ノ爲ニ太平ヲ開カムト欲ス」にある「太平」に求めた⁴⁸。おそらく、この事実に気づくことができたのは、一九四六年の彼自身の書き初めが「太平の春」であったからだろう⁴⁹。和田はダワーの本で皇太子明仁の書き初めを見て衝撃を受け、「平和国家」の天皇由来に関する論文を執筆した⁵⁰。けれども、彼自身は書き初めで「太平の春」と書いており、「その言葉が終戦の詔書の『万世の為太平を開かむと欲す』から来ていることは明らかであろう」⁵¹と述べるように、「平和国家」と終戦詔書の「太平」を結びつけてとらえることができた。

終戦詔書をラジオ放送で聴いた人々も「太平」を「平和」と認識した可能性がある。多くの人々は雑音混じりの音声聞き取れず、漢文調の表現を理解することができなかったが、その意味を認識することができた。その理由は詔書に続く和田信賢アナウンサーの解説があったからである⁵²。終戦詔書の放送は、全三七分のうち詔書が五分であり、「君が代」奏楽と紹介アナウンスを除くと約三〇分を和田アナウンサーが解説したことになる⁵³。そこで強調されたのは「国体は護持されました」⁵⁴ということと、「畏くも平和再建の詔書が渙発されました」（傍点筆者）⁵⁵ということであった。解説によれば、「聖断」である天皇の意思と目的は「民族再建」、「再建日本」であり⁵⁶、その具体的手段として「天皇陛下は世界平和の実現を衷心より念ぜられ、また人類を救済さるべく戦争の早期終了を切に願望せられている」⁵⁷とある。世界平和の具体的内容は「和平」⁵⁸の実現であるが、その条件であるポツダム宣言受諾について「畏くも天皇陛下に於かせられましては、万世の為に太平を開かんと思召さ

⁴⁷ 和田春樹『「平和国家」の誕生』x-xi頁。

⁴⁸ 和田の影響を受けて憲法九条制定史を調査しているNHK番組制作者塩田も、日本国憲法に明記される日本の平和主義が「八月一五日から始まっていたことは間違いない」と述べる。その理由は所謂「玉音放送」で語られた「太平」が*New York Times*でpeaceと訳されるからである。塩田純『9条誕生』三頁。

⁴⁹ 和田春樹『「平和国家」の誕生』八六―八七頁参照。

⁵⁰ 和田春樹『「平和国家」の誕生』八七頁参照。

⁵¹ 和田春樹『「平和国家」の誕生』八六頁。

⁵² 八月一五日のラジオ放送について、NHK放送博物館に「太平洋戦争終戦当日のニュース原稿」として二冊にファイルされた資料が保存しており、竹内昭子がこれを復元した研究を出版している。竹山昭子『玉音放送』（晩聲社、一九八九年）。

⁵³ 発見された放送の原稿ゲラには一六のタイトルがあり、内容の大部分は終戦に至る過程とポツダム宣言、カイロ宣言の解説になる。竹山昭子『玉音放送』四五頁参照。

⁵⁴ 竹山昭子『玉音放送』一三三頁。

⁵⁵ 竹山昭子『玉音放送』一三七頁。

⁵⁶ 竹山昭子『玉音放送』一二六頁。

⁵⁷ 竹山昭子『玉音放送』一二九頁。

⁵⁸ 竹山昭子『玉音放送』一三一頁。

れきのう〔八月一四日〕政府をして、米、英、支、蘇四カ国に対しポツダム宣言を受諾する旨通告せしめられました」⁵⁹と説明した。つまり、戦争終結は「万世の為に太平を開かん」との天皇の意思に基づくことが強調されていた。多くの国民にとって放送は敗戦の衝撃的な記憶として残っているが、解説者が強調したのは「平和再建の詔書」「世界平和」「万世の為に太平を開かん」という天皇の意思であった。

「平和国家」日本再建の方針が終戦詔書に遡るという意味は、戦後の平和国家日本の方針が、GHQ からの押しつけではなく、天皇に由来する日本の主体的決断ということになる。ここで重要なのは、そこで意味する平和が「非武装非戦」でないことである。詔書の目的が戦争終結を国民に伝えることであったので当然である。しかし、解説者の言葉の中にある「畏くも天皇陛下に於かせられましては、世界平和の確立は大東亜戦争の根本であったにも拘らず戦局は我に好転せず」⁶⁰云々という認識は、戦前と戦後の平和思想が継続しており、その手段が変更したことを意味する。戦争終結という意味は間違いないけれども、そこで用いた「太平」の意味は戦前と同一である可能性がある。天皇の本心を知るには限界があるが、少なくとも詔書起草に関わり、「万世の為に太平を開かん」という言葉を挿入した人々の思想と思想を確認することはできる。結論を先んじて述べると、昭和天皇は皇太子への手紙に「戦争をつづければ、三種神器を守ることも出来ず、^{〔ママ〕}国民をも殺さなければならなかったので^{〔ママ〕}涙をのんで^{〔ママ〕}国民の種をのこすべくつとめた」⁶¹と書いたように戦争終結を求めた。側近たちはその決断を「平和」と解釈したのである。次に、終戦詔書成立の過程を辿りながらこの点を確認していこう。

第四章 終戦詔書の成立過程

終戦の詔書の成立過程については、すでに多くの証言や新資料の発見によって研究が進んでいる⁶²。この詔書起草の中心人物の一人は当時の内閣書記官長迫水久常である。少し長

⁵⁹ 竹山昭子『玉音放送』一三三頁。

⁶⁰ 竹山昭子『玉音放送』一三三頁。

⁶¹ 中尾裕次『昭和天皇発言記録集成 下巻』四一五頁。

⁶² 本論文では以下の資料を参照した。『第八十八回帝国議会開院式勅語案』国立公文書館、類 02885100 [国立公文書館デジタルアーカイブ]。迫水久常「降伏時の真相」『自由国民』第十九卷第二號（時局月報社、一九四六年）。下村海南『終戦記』（鎌倉書房、一九四八年）。下村海南『終戦秘史』（講談社学術文庫、一九五八年）。迫水久常『機関銃下の首相官邸——二・二六事件から終戦まで』（筑摩書房、二〇一一年）。迫水久常編『万世の為に太平を開く—天皇陛下のご聖断—』（東芝音楽工業株式会社、一九七一年）。読売新聞社編『昭和史の天皇 30』（読売新聞社、一九八一年）。村上重良『近代詔勅集——正文訓読』（新人物往来社、一九八三年）。江藤淳監修『終戦工作の記録（下）』（講談社文庫、一九八六年）。茶園義男『密室の終戦詔勅』（雄松堂出版、一九八九年）。木下彪「終戦詔書起草者と関与者（中）——川田瑞穂翁と安岡正篤翁」（茶園義男『密室の終戦詔勅』）。外務省編纂『日本の選択 第二次世界大戦終戦史録 中巻』（山手書房新社、一九九〇年）。

いが迫水の証言を引用する。

当時の詔勅の形式は漢文体であったから、通常の場合なら、要旨をきめてそのほうの専門家に起草を頼むのが慣例であったが、ことは極秘を要することであり、なんびとにも相談ができないことなので、私は再度の御前会議における天皇陛下のお言葉をそのまま漢文体の文章に綴ることとして自分で原案を起草する決心をしたのであった。……十日、十一日、十二日の三晩ほとんど徹夜して、何枚も原稿用紙を破りすてながら、ときには、涙で原稿用紙を濡らしながら、どうやら形を作り上げた。手伝ってくれたのは、一高以来の親友小川一平君と内閣囑託の木原通雄、実弟の迫水久良および大東亜次官田尻愛義君であった。しかし、私は不安でたまらない。聞くところによると、宣戦の詔勅には漢文の文法上重大な誤りがあったという。私は遂に決心して、十三日深夜その方面の内閣囑託川田瑞穂先生と私が師事している安岡正篤先生を、首相官邸においでを願ひ、極秘とすることを誓っていただいてから、私の原案を見ていただいた。その結果加除訂正がなされて文章はいっそう立派なものになった。殊に安岡先生は、私が「永遠の平和を確保せんことを期す」と書いていた部分について「この部分に、極めて適切にあてはまると思うが、支那の宋の末期の学者張横渠〔ちやうおうきよ〕の文章の中に『天地のために心を立て、生民のために道を立て、往聖のために絶学を継ぎ、万世のために太平を開く』という言葉があるから、この万世のために太平を開くという言葉そのままお使いなさい」といわれた。私は、御前会議において陛下の御決心をうけたまわった際、今後日本は永久に平和な国として再建せられることを念じておられると感じたのであったから、まことに、適切なことであると考えて、直ちにこれにしたがったのであったが、この一句が終戦詔勅の眼目となったわけである。(傍点筆者)⁶³

迫水の証言にあるように、「萬世ノ爲ニ太平ヲ開カム」という言葉は漢学者安岡正篤によって挿入された。この点について考察する前に、終戦詔書の資料問題について整理しておこう。

和田守「戦後日本平和主義の原点」『思想』一・二号（岩波書店、二〇〇二年）。佐藤元英・黒澤文貴編『GHQ 歴史課陳述録——終戦史資料（上）』（原書房、二〇〇二年）。中尾裕次『昭和天皇発言記録集成 下巻』（芙蓉書房出版、二〇〇三年）。参謀本部編『敗戦の記録』（原書房、二〇〇五年）。古関彰一『平和憲法の深層』。老川祥一『終戦詔書と日本政治——義命と時運の相克』（中央公論新社、二〇一五年）。安岡正篤『運命を創る——人間学講和』（プレジデント社、二〇一五年）。関西師友協会編『安岡正篤と終戦の詔勅——戦後日本人が持つべきとは』（PHP 研究所、二〇一五年）。上丸洋一『新聞と憲法 9 条』。「敗戦翌月の昭和天皇勅語文案、修正重ね「平和国家」に」『朝日新聞』二〇一七年一月四日、一頁。和田守「「平和国家」勅語のこと」一六—二〇頁。塩田純『9 条誕生』。中江克己『天皇と戦争・平和への道——迫水久常史観による和平工作の真相』（はるかぜ書房、二〇一八年）。

⁶³ 迫水久常『機関銃下の首相官邸』三一五—三一六頁。

終戦詔書の成立過程については上記の迫水の証言に基づいて理解されていたが、迫水の死後重要な資料が茶園義男によって発見された⁶⁴。茶園は国立公文書館に保管されていた複数の詔書草案と川田宅に保管されていた川田瑞穂の案文を発見した。川田草案は元宮内省御用掛であった木下彪^{こつら}が「天地間に二つと無い終戦詔書第一稿」⁶⁵として川田夫人から保管を託されていた。茶園はこれらの資料を検討した結果、川田の起草した詔書案が第一稿と断定し、迫水の原案起草を批判した⁶⁶。しかし老川祥一は御前会議の天皇の発言を知らない川田が原案を起草することは不可能であるし、川田自身が「内閣書記官長（迫水）から御前会議に於ける陛下の御言葉を覚書したものを示され、急ぎ詔書の草案を作る」⁶⁷と述べていることから、迫水からのメモを基に川田が起草したのだらうと推測している⁶⁸。和田春樹も老川の理解に賛同し次のようにまとめている。「天皇の発言をもとにした詔書原案を迫水が作成して、まず川田にみせ、川田が忠実に漢文調の文章に書き直した。これが第一案と頭記された資料である」⁶⁹。したがって、迫水は「自分で原案を起草する決心をした」と言うように、ある程度の骨格を作成した上で、しかし「要旨をきめてそのほうの専門家に起草を頼むのが慣例」⁷⁰という従来の手順を取ったのだらう。

第五章 御前会議と「万世ノ爲ニ太平ヲ開カム」

次に、「万世ノ爲ニ太平ヲ開カム」という言葉の挿入過程を確認しよう。迫水は「終戦の詔書を起草するにあたっては、このなにもものにもかえがたい、陛下のお言葉を十二分に生かさせていただこうと考えた」⁷¹とあるように、御前会議の昭和天皇の発言をもとに詔書を起

⁶⁴ 茶園義男『密室の終戦詔勅』参照。

⁶⁵ 木下彪「終戦詔書起草者と関与者（中）——川田瑞穂翁と安岡正篤翁」茶園義男『密室の終戦詔勅』二八三頁。

⁶⁶ 茶園義男『密室の終戦詔勅』四五—四八頁参照。

⁶⁷ 引用文書の前後は以下になる。「終戦の数日前、川田囑託は内閣（首相官邸）に呼出され、内閣書記官長から御前会議に於ける陛下の御言葉を覚書したものを示され、急ぎ詔書の草案を作成すること、陛下は特に「間違ひないやうに書けよ」と念をお押しになったといふことを聞き、覚書を熟読して、優渥なる御思召の全幅を伺い知り、これをこのまゝ文章に更めれば好い訳であるが、今や祖国はどうなることかと戦々競々たる国民に対しては、朕は必ず国体を護持し、常に爾民と共に在る。堪え難きを耐へ忍び難きを忍び、再建に努力しやうという御趣旨が全体の眼目とならねばならぬと考へ、忽卒に筆を起したところ、思ったよりすらすらと一応の案が出来上った」。木下彪「終戦詔書起草者と関与者（上—1）——川田瑞穂翁と安岡正篤翁」老川祥一『終戦詔書と日本政治』一五六頁参照。

⁶⁸ 老川祥一『終戦詔書と日本政治』一五五—一五七頁参照。

⁶⁹ 和田春樹『「平和国家」の誕生』二五頁。

⁷⁰ 迫水久常『機関銃下の首相官邸』三一五—三一六頁。

⁷¹ 読売新聞社編『昭和史の天皇 30』三三七頁。

草した⁷²。「万世ノ爲ニ太平ヲ開カム」の挿入に限定すると、この文言は八月九日未明から十日にかけての第一回御前会議における発言がもとになる。なぜならば、安岡正篤がこの言葉を挿入したのは第二回御前会議（八月一四日）以前の一三日だからである⁷³。

迫水の証言によれば、原案で「私〔迫水〕が『永遠の平和を確保せんことを期す』と書いていた部分について『この部分に、極めて適切にあてはまると思うが、支那の宋の末期の学者張横渠の文章の中に『天地のために心を立て、生民のために道を立て、往聖のために絶学を継ぎ、万世のために太平を開く』という言葉があるから、この万世のために太平を開くという言葉そのままお使いなさい』⁷⁴と安岡に言われ、「わたし〔迫水〕は、御前会議で、陛下のご決心をうけたまわったとき、こんごの日本は、永久に平和な国として再建されることを念じておられる、と感じていたので、これはまことに適切なことばだと思い、お説にしたがって、『以テ万世ノ爲ニ太平ヲ開カム』とその場で直しました」⁷⁵となっている。

ところが、茶園が発見した起草案を見ると、安岡が手を入れる前の文書は「永遠の平和を確保せんことを期す」ではなく、「社稷^{（しやくしよく）}ヲ保衛セムト欲ス」となっていた⁷⁶。さらに、第一回御前会議の昭和天皇の発言には「平和」という言葉がなかったと考えられる。この点について細かい作業になるが、第一回御前会議に出席した者たちが聞き取った証言を時系列で丁寧に見ていこう。

第一回御前会議の席上で、昭和天皇は本土決戦に向けた準備が不十分であることを実際の偵察から指摘し、戦争終結の意思を伝えている。この会議に同席した人々による証言の中で一番古いのは、一九四五年九月の東郷茂徳（外務大臣）の言葉である。

従って必勝の算ありというも信じ難し、現に九十九里浜等の設備も未だ完成せず。仍^{（い）}って難きを忍びて三国共同宣言の条件を容れ国体の安全を図る必要ありとの主旨の御沙汰を拝した。⁷⁷

⁷² 詔書が天皇の言葉に基づくことは迫水の独創ではなく、当時の首相鈴木貫太郎が「詔書というものは、陛下のおことばをそのまま漢文調にしたもので、陛下のご意思を、そのまま書けば立派な詔書になる」と言っているように、共通の理解のもとで行われていた。引用は鈴木長の長兄鈴木一の証言による。読売新聞社編『昭和史の天皇 30』三八二頁。

⁷³ 安岡正篤が詔書に手を入れた時間は、迫水によれば一三日の深夜「一一時は過ぎていたと思う」と証言している。下村によれば「十二日に安岡正篤、川田瑞穂の眼を通した」となっている。下村海南『終戦秘史』一五一頁。他にも安岡の書生の日記など日時と場所の食い違う証言がいくつかあるが、老川がこのあたりを整理している。老川祥一『終戦詔書と日本政治』一五八―一六一頁。

読売新聞社編『昭和史の天皇 30』三七〇頁。

⁷⁴ 迫水久常『機関銃下の首相官邸』三一六頁。

⁷⁵ 読売新聞社編『昭和史の天皇 30』三七一頁。

⁷⁶ 茶園義男『密室の終戦詔勅』一三一頁参照。

⁷⁷ 東郷茂徳「終戦に際して」（口述筆記）外務省編纂『日本の選択 第二次世界大戦終戦史

一九四六年二月に掲載された雑誌には迫水の以下の手記がある。

御言葉の要旨は我が国力の現状、列國の情勢を顧みるときは、これ以上戦争を繼續することは日本國を滅亡せしむるのみならず、世界人類を一層不幸に陥るゝものなるが故に、この際堪え難きを堪え、忍び難きを忍んで、戦争を終結せんとするものであるという趣旨のお言葉であつた。⁷⁸

一九四八年一月には、総合計画局長官であつた池田純久が以下の証言をしている。

私〔天皇〕は外務大臣の案に同意する。其の理由は次の通りである。陸海軍統帥部の従来計画されたものは常に錯誤し時機を失している。本土決戦が始まろうと云うのに、米軍の上陸が予想せらるる九十九里浜の防御陣地は非常に遅れ、陸軍大臣の報告に依れば八月末ならでは完成しないと云う。内地の増設部隊も装備は未だ整って居ないと云う。これでは米軍をどうして撃退出来るか、空襲は毎日激化している。之以上國民を塗炭の苦しみに陥れることや文化を破壊し、世界人類の不幸を招くことは私の欲しない処である。此の際忍び難きを忍ぶべきである。忠良なる軍隊を武装解除したり、又昨日までに私に忠勤を抜じてくれた者を戦争犯罪人とする事は情に於て忍び得ない処である。然し之も國家の爲には已むを得ない。今日は明治大帝の三国干渉の心を心とすべきであると思う。此の理由で私は外務大臣の案に同意する。⁷⁹

一九五〇年には軍令部長であつた豊田副武が以下の手記を残している。

陛下から自分としてはこれ以上戦争を続けて無辜の國民に苦惱を与えることはどうしても忍び得ないからポツダム宣言受諾も止むを得ないと考える。その条件としては国体問題だけを条件にした乙案をとると、結論的な御聖断が下つたのである。⁸⁰

同年の一九五〇年、國務大臣であつた下村海南が戦争終結に至る経緯をまとめた著作『終戦秘史』の中で天皇の発言要旨を以下のように記している。

このままでは日本民族も日本も亡びてしまう。國民を思い、軍隊を思い、戦死者や遺族をしのべば断腸の思いである。

しかし忍びがたきを忍び、万世のため平和の道を開きたい。

自分一身のことや皇室のことなど心配しなくてもよい。⁸¹

録 中巻』七九七頁。

⁷⁸ 迫水久常「降伏時の真相」六七頁。外務省編纂『日本の選択 第二次世界大戦終戦史録 中巻』八〇〇頁参照。

⁷⁹ 池田純久「(三八) 終戦前の閣議 (八月九日及び八月十三日の閣議) 一九四八年一月」佐藤元英・黒澤文貴編『GHQ 歴史課陳述録 (上)』二五六―二五七頁。江藤淳監修『終戦工作の記録 (下)』四〇〇頁参照。

⁸⁰ 豊田副武「最後の帝国海軍」外務省編纂『日本の選択 第二次世界大戦終戦史録 中巻』八〇二頁。

⁸¹ 下村海南『終戦秘史』一〇七頁。

次に、海軍軍務局長であった保科善四郎から聴取した証言がある。日時が不明であるが、少なくとも一九五一年までに聴取した証言である。

朕の股肱たる軍人より武器を取り上げ、又朕の臣を戦争責任者として引渡すことは之を忍びざるも、大局上明治天皇の三国干渉の御決断の例に倣ひ、忍び難きを忍び、人民を破局から救ひ、世界人類の幸福の為に斯く決心したのである。⁸²

一九六四年の迫水の著作では、他の証言を参照した影響もあって具体的になる。まず陸海軍の本土決戦に向けた準備の不十分さを指摘して次のように言う。

戦争がはじまっていろいろ陸海軍のしてきたことは、どうも予定と結果がたいへん違う場合が多い。いま陸海軍は本土決戦の準備をしておいて、勝算もじゅうぶんあると申しとおるが、わたしはその点について心配している。先日参謀総長から九十九里浜の防衛対策の話聞いたが、侍従武官が現地を視察しての報告では、その話とは非常にちがっているようであるし、また新設の第百何師団(陛下はたしかに師団番号をおおせられたが私は思い出せない)の装備完了との報告を受けたが、実は銃剣さえ兵士に配給されていないことがわかった。そのような状態で本土決戦に突入したならばどうなるか、わたしは非常に心配である。あるいは、日本民族は、みな死んでしまわなければならないことになるのではないかと思う。そうなれば、皇祖皇宗から受けついできたこの日本という国を子孫につたえることができなくなる。日本という国を子孫につたえるためには、一人でも多くの国民に生き残ってもらって、その人たちに将来ふたたび立上がってもらうほか道はない。これ以上戦争をつづけることは、日本国民ばかりではなく、外国の人々も大きな損害を受けることになる。わたしとしては、忠勇なる軍隊の降伏や武装解除は忍びがたいことであり、戦争責任者の処罰ということも、その人たちがみな忠誠を尽した人であることを思うと堪えがたいことである。しかし、国民全体を救い、国家を維持するためには、この忍びがたいことも忍ばねばならぬと思う。わたしは、いま、日清戦争のあとの三国干渉のときの明治天皇のお心持を考えている。みなのは、この場合、わたしのことを心配してくれると思うが、わたしは、どうなってもかまわない。

わたしは、こういうふうを考えて、戦争を即時終結することを決心したのである。⁸³

以上の報告から、天皇が耐え難く忍び難いと言った事柄は、ポツダム宣言を受諾することであり、忠誠を尽くした者が戦争犯罪にされることである。それでも戦争終結を望んだのは「国体の安全を図」り、「日本国を滅亡」から守るためである。このまま戦争を続ければ「三種神器を守ることも出来ず」⁸⁴、「日本民族も日本も亡びてしまう」。したがって、「国民に苦

⁸² 保科善四郎「手記」外務省編纂『日本の選択 第二次世界大戦終戦史録 中巻』八一—頁。

⁸³ 迫水久常『機関銃下の首相官邸』二八六—二八七頁。

⁸⁴ 中尾裕次『昭和天皇発言記録集成 下巻』四一—五頁。

悩を与えることはどうしても忍び得ない」ので、戦争終結を望むと述べたのである。

ここで注目したいのが、下村が残した「忍びがたきを忍び、万世のため平和の道を開きたい」という要旨である。この要旨は後年の加筆によるものと思われる。その理由として第一に、『終戦秘史』の底本となる一九四八年の著作『終戦記』にはこの要旨の記載がなく、迫水の手記(一九四六年)に依拠して第一回御前会議の天皇の発言を報告している⁸⁵。第二に、この文言は終戦詔書の最終形態の文言とほぼ一致しており、安岡から提案を受ける前に天皇が「万世のため平和の道を開きたい」という文言を述べたとは考えられないからである。事実、迫水を含めて第一回御前会議の出席者は天皇の発言から「平和」という言葉を聞き取っていない。

迫水の一九六四年の著作に従えば、彼が天皇の発言から「平和」を聞きとるのは一四日の第二回御前会議の次の言葉からである。

わたし〔昭和天皇〕は、明治天皇が三国干渉のときの苦しいお心持を偲び、堪えがたきを堪え、忍びがたきを忍び、将来の回復に期待したいと思う。これからは日本は平和な国として再建するのであるが、これはむずかしいことであり、また時も長くかかると思うが、国民が心を合わせ、協力一致して努力すれば、必ずできると思う。(傍点筆者)

86

一九六八年の取材でも迫水は同様のことを述べて、これを終戦詔書に書き込んだとしている。

このとき〔第二回御前会議の時〕、陛下は、『堪え難きを堪え、忍び難きを忍び、国民とともに平和な国家再建に努力しよう』と涙ながらにおっしゃったのに、わたし自身、ひどく感動し、いまこそ“われらの陛下”だ、という嬉しさを感じたものです。そこで、このお気持ちは、終戦の詔書の中にも加えておかねばならないと思い、閣議の始まる寸前に急遽、草案に書き込んだものでした。⁸⁷

ところが、「日本は平和な国として再建する」以下の部分は明らかに迫水が後年挿入した文章である。一九四六年二月の雑誌に迫水が寄稿した文書「降伏時の真相」にはこの部分はない⁸⁸。第二回御前会議の天皇の発言については、下村がすぐに書き起こし、鈴木首相の校閲

⁸⁵ 下村海南『終戦記』一二七―一二八頁参照。

⁸⁶ 迫水久常『機関銃下の首相官邸』三一三―三一四頁。

⁸⁷ 読売新聞社編『昭和史の天皇 30』三九六頁。

⁸⁸ 「三名の意見開陳後、陛下は他に意見がないならば自分が意見をいふ、卿等は自分の意見に賛成して欲しいと仰せられて、自分の意見は去る九日の御前會議に示した所と何ら變らない、先方の回答もあれで満足してよいと思ふと仰せられ、その理由に關し、概ね九日の御前會議において述べられたると同一の主旨を御述べ遊ばされた。陛下は暫く御言葉を切られ、純白の御手袋をはめられた御手にて御眼鏡を御拭ひあそばされてをられたが、かくのごとくにして戦争を終ることについて皇軍將兵、戦死者、戦傷者罹災者、遺家族らに對する厚き御心遣ひの御言葉を御述べあそばされ、しばしば兩方の御頬を御手をもつて拭

を受けて少なくとも一九四五年九月二六日には「御詔としては最も眞を寫したものを」を残している⁸⁹。その文章にも「平和な国として再建」という言葉はない。下村の該当箇所は以下のようになっている。

私は明治大帝が涙をのんで思いきられたる三国干渉当時の御苦衷^{ごくちゆう}をしのび、この際耐え難きを耐え、忍び難きを忍び、一致協力将来の回復に立ち直りたいと思う。今日まで戦場に在って陣没^{じんぼつ}し、或は殉職して非命に斃れた者、またその遺族を思うときは悲嘆に堪えぬ次第である。また戦傷を負い戦災をこうむり、家業を失いたる者の生活に至りては私の深く心配する所である。この際私としてなすべきことがあれば何でもいとわな。国民に呼びかけることがよければ、私はいつでもマイクの前にも立つ。一般国民には今まで何も知らせずにいたのであるから、突然、この決定をきく場合、動揺も甚しかり。陸海軍将兵にはさらに動揺も大きいであろう。この気持をなだめることは相当困難なことであろうが、どうか私の心持をよく理解して陸海軍大臣は共に努力し、よく治まるようにして貰いたい。必要があれば自分が親しく説き諭してもかまわない。この際詔書を出す必要もあろうから、政府はさっそくその起案をしてもらいたい。⁹⁰

他にも御前会議中に作成した参謀総長のメモや内務大臣安倍源基の一九七一年に記した手記があるが、その天皇の発言にも「平和」への言及はない⁹¹。

はせられた。しかし乍ら事茲に至つては國家を維持するの道はたゞこれしかないと考へるから、堪へ難きを堪へ、忍び難きを忍んで、茲にこの決心をしたのであるといふことを仰せられた。」迫水久常「降伏時の真相」七四頁。

⁸⁹ 下村海南『終戦史』一五〇頁。日記の日付は「二〇、九、二六 後九半」と記してあり、九月二六日には校閲済みの詔書が確定していた。同書一五二頁参照。

⁹⁰ ここでは読みやすさを考慮して新漢字を採用している一九五〇年の著作から引用。下村海南『終戦秘史』一四〇―一四一頁。

⁹¹ 総長メモ「自分ノ非常ノ決意ニハ變リナイ。内外ノ情勢、國內ノ情態彼我國力戦力ヨリ判断シテ輕々ニ考ヘタモノデハナイ。国體ニ就テハ敵モ認メテ居ルト思フ毛頭不安ナシ。敵ノ保障占領ニ關シテハ一抹ノ不安ガナイデモナイカ戦争ヲ繼續スレハ國體モ國家ノ将来モナクナル即チモトモ子モナクナル。今停戦セハ将来發展ノ根基ハ殘ル。武装解除ハ堪ヘ得ナイカ國家ト國民ノ幸福ノ爲ニハ明治大帝カ三国干渉ニ對スルト同様ノ氣持ヲヤラ子バナラヌドウカ賛成シテ呉レ。陸海軍ノ統制モ困難カアラウ。自分自ラ『ラヂオ』放送シテモヨロシイ。速ニ詔書ヲ出シテ此ノ心持ヲ傳ヘヨ」参謀本部編『敗戦の記録』二九〇頁。(読みやすさを考慮して句点を付記した)

機密終戦日誌「其ノ時 御上ニハ此ノ上戦争遂行ノ見込ミナキコトヲ述ベラレ、無辜ノ民ヲ苦シメルニ忍ビズ。明治天皇ノ三国干渉ノ時ノ必境ヲ以テ和平ニ御決心遊バサレ、一時如何ナル屈辱ヲ忍ビテモ、将来皇國護持スルノ確信アリ。忠勇ナル軍隊ノ武装解除ハ堪ヘ難シ、然レ共爲サザルヲ得ズト言ハレ、特ニ陸軍大臣ノ方ニ向ハレ、陸軍ハ勅語ヲ起草シ、朕ノ心ヲ軍隊ニ傳ヘヨ、ト宣ハセラル。又武官長ハ侍從武官ヲ陸軍省ニ派遣スル由。……内外ノ情勢、國內ノ狀況、彼我戦力ノ問題等此等比較ニ於テモ輕々ニ判断シタモノデハナイ。此ノ度ノ處置ハ國體ノ破壊トナルカ否ラス。敵ハ國體ヲ認メルト思フ。之ニ付テ

以上のことから次のように言える。第一に、第一回御前会議の天皇の発言に「平和」という文言は使われていない。むしろ、そこでの天皇の発言は、最初の詔書案に記載されていた「社稷を保衛セムト欲ス」という内容に一致していたと考えられる。和田守はこの文言を「無内容の決まり文句」と言うが⁹²、「社稷」とは皇室祭祀を重んじる国家（国体）を意味しており⁹³、証言に基づけば国家と国民を守ろうとした天皇の意思をあらわす適切な表現である。第二に、第二回御前会議でも「平和」という文言は使われていない。迫水によれば、第二回御前会議で天皇が「平和な国家再建」を述べて、それを終戦詔書に反映させたと言う。けれども、様々な証言から確認する限り、天皇は「平和な国家再建」という言葉を述べていない。第三に、迫水は第二回御前会議の天皇の発言を終戦詔書の中に加えたと言うが、それと「万世の為に太平を開かん」という文言は無関係である。なぜならば、この言葉は第二回御前会議の前にすでに詔書案に挿入されていたからである。

和田守は『『永遠ノ平和ヲ確保セムコトヲ期ス』という言葉は、天皇の聖断発言から取られたのではなく、むしろ迫水が自らの判断で案文に盛り込もうとしたものと考えられるべきであろう⁹⁴と推測する。和田は言う。

迫水の証言と考え合わせれば、「臥薪嘗胆為ス有ルノ日(……)社稷^{ししきく}を保衛セムト欲ス」という部分が問題だと見た迫水が、「永遠ノ平和ヲ確保セムコトヲ期ス」という言葉に置き換えたいと考え、その意を安岡に相談したのではないか、そこで、安岡がそれなら「万世ノ為ニ太平ヲ開カムト欲ス」という文章の方がいいと提案した、と考えるのが合理的だと思われる。⁹⁵

そして「迫水の案を安岡が生かして、この言葉〔万世ノ為ニ太平ヲ開カン〕を入れたとみるのが妥当であろう⁹⁶と結論する。しかし迫水の証言には微妙なズレがある。一九六四年の

ハ不安ハ毛頭ナイ。唯反対ノ意見（陸相、兩總長ノ意見ヲ指ス）ニ付テハ字句ノ問題ト思フ。一部反対ノ者ノ意見ノ様ニ、敵ニ我國土ヲ保障占領セラレタ後ニドウナルカ、之ニ付テ不安ハアル。然シ戦争ヲ繼續スレバ國體モ何モ皆ナクナツテシマヒ、玉碎ノミダ。今此ノ處置ヲスレバ、多少ナリトモカハ殘ル、コレガ将来發展ノ種ニナルモノト思フ。」参謀本部編『敗戦の記録』三七二、三七三頁。

安倍手記「私は連合国の回答は国体を認めたものと思う。再照会したら戦争の機を失うという外相の意見に賛成である。これ以上戦争を続けて国民を苦しめることは、私の到底忍び得ないところである。この際、忍び難きを忍び、堪え難きを堪えて、ポツダム宣言の即時受諾に賛成する。終戦を円滑に運ぶため必要とあれば、自分が軍の説明に当たってもよいし、ラジオ放送をしてもよい。また、詔書を出す必要もあろうから、政府は早速その起草をして貰いたい。」安倍源基「終戦当時の思い出」迫水久常編『万世の為に太平を開く』七頁。

⁹² 和田春樹『「平和国家」の誕生』二六頁。

⁹³ 宇都木章「社稷」『日本大百科全書』参照。[Japan Knowledge Lib]

⁹⁴ 和田春樹『「平和国家」の誕生』二四頁。

⁹⁵ 和田春樹『「平和国家」の誕生』二六頁。

⁹⁶ 和田春樹『「平和国家」の誕生』二六頁。

著作によれば第一回御前会議での天皇の発言を聞いたあと「私〔迫水〕は、陛下のほんとうのご^{〔しんねん〕}宸念は、いつも『平和』ということだということ、強く強く感じ、戦争終結後の日本は、ほんとうに平和の国としてやりなおしてゆくべきだと感じた」⁹⁷と言っているが、敗戦直後の一九四六年の手記にはその感想がない。一方、一九四六年と一九六四の手記で一致しているのは、第二回御前会議において迫水が天皇の発言に「平和」を感じたことである⁹⁸。つまり、迫水は第二回御前会議において、忠誠を尽くした者たちへの思いと、国民をこれ以上の戦争の悲劇から守りたいという天皇の思いを、「平和」という言葉で解釈したということになる。具体的に述べれば、迫水は第二回御前会議の天皇の発言を「太平を開く」という方針で聴き直したのである。天皇の発言を「平和」という言葉でとらえた提唱者が迫水と安岡のどちらであるかは当時の記憶と情報が錯綜しているので確定できないが、少なくとも両者の対話の中でその理解が生まれ、「万世ノ爲ニ太平ヲ開カム」という文言がその解釈を確立させ、関係者にこの方針を浸透させたと考えられる。この文言に終戦詔書の眼目を見ていることは、後述する安岡の証言や「この一句が終戦詔勅の眼目となった」という迫水の証言からも確実である。特に迫水のこの言葉への思い入れは強く、一九七一年に自ら作成した終戦勅書のレコードの題字を『万世の爲に太平を開く』とした。その解説において、彼は「万世ノ為ニ太平ヲ開カムト欲ス」が「陛下のご気持ちそのものの発露であった」⁹⁹と言い、「わが日本国再生への大道を厳かに宣せられた」¹⁰⁰と述べている。

次に、戦後日本再建の象徴として受け止め展開した「太平」や「平和」がどのような思想であったかについて、安岡と迫水の言葉からさらに考察していこう。

*次回につづく。

**本報告書は『キリスト教と文化』36（紀要：青山学院大学宗教主任研究叢書、2021年3月発行予定）に掲載予定。

⁹⁷ 迫水久常『機関銃下の首相官邸』二八七―二八八頁。

⁹⁸ 一九四六年の手記でも、第二回御前会議の後に「将来日本が国際社会の一員として世界平和の確立に大いに寄與すべきことを希ひ給ふのである。すなわち……日本が新しき民主主義の基礎において、同義の香り高き平和な国家として輝かしく再建することを冀ひ給ふ」と述べているように、平和国家日本再建の方向性は第二回御前会議を経てから強くなっている。迫水久常「降伏時の真相」七四―七五頁。

⁹⁹ 迫水久常編『万世の爲に太平を開く』一五頁。この冊子はLPに付属していた解説本である。

¹⁰⁰ 迫水久常編『万世の爲に太平を開く』三九頁。